

富士宮駅前交流センター(きらら)附属設備及び備品利用料

名 称	単 位	利用料(単位:円)	備 考
照明装置	1組	210	
音響装置	1式	1,080	
プロジェクター	1式	1,080	スクリーンを含む
演台	1式	320	
舞台	1式	2,910	
ピアノ	1台	1,620	

- 1 この表に掲げるもの以外の附属設備及び備品の使用料の額は、類似する附属設備又は備品の使用料の額に準じて算定した額とする。
- 2 使用者が商業宣伝、営業又はこれらに類する目的で使用する場合は、使用料の2割に相当する額を加算する。
- 3 使用料は、午前、午後及び夜間の時間帯ごとにそれぞれ徴収する。
- 4 使用許可時間外の超過使用料は、30分につき使用料の30分に相当する額とする。この場合において30分未満の端数は30分とみなす。
- 5 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。